

追加資料

理財部

文化観光部

令和2年9月市議会 総務委員会資料

## 所管事項調査

目次

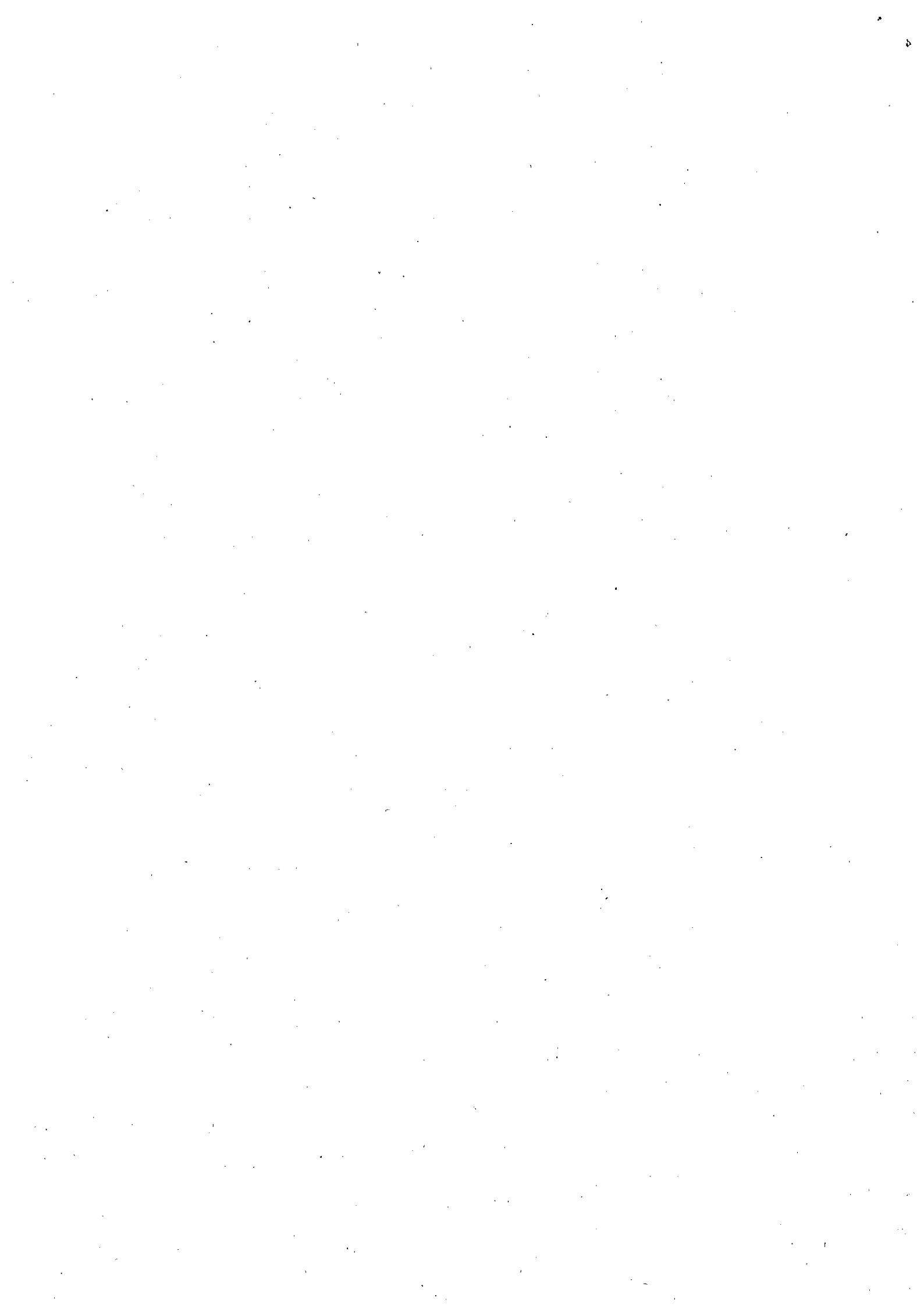
ページ

長崎市宿泊税検討委員会の審議状況について・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～2

理 財 部

文 化 観 光 部

令 和 2 年 9 月



# 長崎市宿泊税検討委員会の審議状況について

## 1 長崎市宿泊税検討委員会の概要

(1) 設置期間 令和元年10月～令和2年9月

(2) 委員 6名

- ・学識経験者（長崎大学経済学部、(株)長崎経済研究所）
- ・旅行業関係事業者（(株)JTB 長崎支店）
- ・観光関係団体（(一社)長崎国際観光コンベンション協会）
- ・宿泊事業者（長崎市旅館ホテル連合会）
- ・経済団体（長崎商工会議所）

(3) 審議内容

導入の妥当性、使途、課税要件（税率・免税点等） など

(4) 開催実績 5回

回数	開催日	主な内容
第1回	令和元年10月15日（火）	・長崎市の情勢について ・宿泊税の使途について
第2回	令和元年11月11日（月）	・先行都市の状況について ・宿泊税の使途について
第3回	令和2年2月20日（木）	・宿泊税の使途について
第4回	令和2年8月4日（火）	・不測の事態に対応するための財源としての 宿泊税について ・宿泊税の課税要件について
第5回	令和2年8月31日（月）	・報告書（素案）の内容検討

※新型コロナウイルス感染症の影響により、第3回と第4回の間で約5カ月の中断が生じた。

## 2 今後の主な予定

- (1) 検討委員会から長崎市へ報告書（最終）の提出
- (2) 宿泊事業者との意見交換の実施
- (3) パブリックコメントの実施
- (4) 条例案の提出
- (5) 総務大臣協議
- (6) 制度内容の周知、広報

1 検討結果のまとめ

本検討委員会は、長崎市が「昭和の観光都市」から「21世紀の交流都市」へとレベルアップを図っていくため、法定外目的税である宿泊税を観光振興のための新たな財源として導入することについて、導入の妥当性、財源の規模及び使途、課税の対象の範囲、税率等について、多様な視点から検討を行ってきた。その結果、以下の点について長崎市に提言する。

＜使途＞

**提言1** 宿泊税の使途となる観光振興施策については、「宿泊税の導入に係る基本的な考え方」を踏まえ、次の点に十分留意しつつ、方向性や優先順位を明確にしたうえで取り組む必要がある。

- ①宿泊税は、「訪問客への還元」という方針に基づき、現在、策定に向けた議論が進んでいる観光振興計画等との整合を図るとともに、観光動向や経済状況等に応じて、効果的な施策に充当する。
- ②原則、新規及び既存事業の拡充を中心に充当することを基本とし、単に既存事業の財源の振替となることのないようにする。
- ③納税者や関係事業者、市民等に対して使途の内容に関するわかりやすい説明、情報発信をしっかりと行っていくこと及び宿泊税の効果の検証を確実に実施すること。

＜課税要件＞

**提言2** 課税要件については、本委員会で示された案について、各項目の要件、考え方ともに一定の妥当性はあると判断されるが、これまでに各委員から出された意見や長崎市の観光を取り巻く状況、関係事業者の意見等も踏まえ、内容を更に精査したうえで決定することを求める。

＜導入までの取り組み＞

**提言3** 関係事業者との意見交換などを十分に行うなど、導入への理解を得る努力を続けるとともに、長崎市の観光を取り巻く状況を把握したうえで、導入時期も含め、導入についての決定及び制度構築を行うことを求める。

＜基金＞

**提言4** 宿泊税の一部をコロナ禍のような不測の事態に対応する財源として活用するための手法として、基金の設置についても前向きに検討されたい。

以上の提言を踏まえた上で、宿泊税を導入して効果的な施策に活用することにより、宿泊客の増加、宿泊税の増収から新たなサービスを提供していくという好循環が生まれ、「21世紀の交流都市」へのレベルアップが図られることが期待される。したがって、長崎市の強みのひとつである観光分野において、今後、観光まちづくりをより一層推進し、都市の魅力を高めていくために必要な新たな財政需要に適切に対応するため、法定外目的税であり、持続的な財源となり得る宿泊税を長崎市において導入することは適当であると考えられる。

2 課税要件等（事務局案）のまとめ

事務局から示された案は次の表のとおりである。本案を基本としつつ、今後、さらに内容を精査して決定する。

宿泊税の課税要件	納税義務者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課税客体：長崎市に所在する宿泊施設（民泊含む）への宿泊行為</li> <li>・課税標準：宿泊施設への宿泊数</li> <li>・納税義務者：宿泊施設への宿泊者</li> </ul>
	徴収方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・徴収方法：特別徴収</li> <li>・特別徴収義務者：宿泊事業者</li> <li>・申告期限：毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を納入</li> </ul>
	税率（税額）	1人1泊につき200円
	免税点	設けない
	課税免除	修学旅行その他学校行事に参加する児童、生徒、学生、引率者について、課税免除
	見直し期間	先行導入都市と同様に、条例施行後5年を目途に見直し
	特別徴収交付金	納期内納入額に対し、他の先行導入自治体と同程度の割合を基本として、本市においても措置を検討
入湯税	宿泊税導入に伴う制度改正検討は行わない	

3 宿泊税の使途

取り組み方針：「訪問客への還元」

分類	主な取り組み事例 ※赤字は主にDMOが担う
①受入環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>国内外訪問客のワンストップ案内受入</b></li> <li>・ 公衆無線LAN整備（Wi-Fi整備等）、ユニバーサルツーリズム推進</li> <li>・ 宿泊施設等の受入環境水準向上（多言語化等）のための取り組み支援 など</li> </ul>
②情報提供・誘致	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>国内外へのワンストップの観光・MICEに関する情報の提供</b></li> <li>・ <b>観光・MICEの誘致、MICE開催に対する補助</b> など</li> </ul>
③サービス向上・消費拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>ナイトタイムエコノミーの推進、長崎ならではの朝型・夜型の体験コンテンツの造成支援</b></li> <li>・ <b>まちMICE（MICEの開催効果をまち全体に波及させる取組み）の推進</b> など</li> </ul>
④資源磨き	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 夜間景観の整備、歴史的建築物等の整備・改修（ユニークベニューとして活用等） など</li> </ul>
⑤緊急事態対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 観光産業に影響を与える感染症の流行や災害、国際情勢の悪化等の環境変化に柔軟に対応するための取組み</li> <li>・ 「安心安全」な環境づくりや「新たな生活様式」による旅行スタイルの変化への対応など、ポストコロナにおける需要喚起に必要な取組み</li> </ul>